

令和7年度 糸満市放課後児童クラブの指定管理公募に係る質問と回答について

質問及び回答

質問番号	書類名	書類項	質問内容	回答
1	募集要項	4ページ 8 申請の資格等 (1) 申請の資格 ①	「① 応募時点において、沖縄県内において児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業の運営実績を3年以上有する者 または、県外において当事業の運営実績を3年以上有しており、かつ、県内において、類似事業(様式第7号に定義を記述)の運営実績を3年以上有している者」と記載がありますが、沖縄県外で学童保育事業を15年以上経験があり、県内で小規模認可保育園(A型)や企業主導型保育所を運営している場合は資格要件を満たしていると判断して宜しいでしょうか。	質問にございます県外での学童保育事業とは、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業であれば、小規模認可保育園(A型)や企業主導型保育所は類似事業に該当していることから、応募の資格要件は満たしているものと考えます。
2	募集要項	6ページ ⑤ 提出部数	「⑤ 提出部数 正本1部、副本8部(副本は複写可)の計9部。提出資料は原則、縦A4サイズとします」と記載ありますが、文字の大きさやフォントの指定はありますか。また、副本8部については、事業者の特定を避けるために会社名や園名、住所、施設長の氏名などを黒塗りにするなどの必要性はありますか。	・文字の大きさやフォントについて指定はありませんが、資料の見やすさを考慮していただきますようお願いします。 ・副本の8部についてですが、事業者の特定により公正な審査に影響はないと考えること、また、事業者は一般的に公開されているものと考えことから、会社名、園名、住所は記載していただきますようお願いします。施設長の氏名は黒塗りでも構いません。

令和7年度 糸満市放課後児童クラブの指定管理公募に係る質問と回答について

質問及び回答

質問番号	書類名	書類項	質問内容	回答
3	仕様書	3ページ (9) 職員の安全性の確保	「(9) 職員の安全衛生の確保及び改善を図るため、年1回健康診断を受けさせること。」と記載ありますが、夏休みや春休みなどの長期休暇期間限定の非常勤職員(例、学生のアルバイト)も必要でしょうか。	年1回、健康診断の受診をしていただくこととしている職員とは、常勤として働く方を想定しており、短期間の職員を含め、健康診断においては、労働安全衛生法等を遵守のうえ実施してくださいますようお願いします。
4	仕様書	4ページ (5) 自主事業の実施	「施設の設置目的を踏まえた、子育て支援及び利用率向上を図るための事業を、自主的に企画し実施すること。ただし、収支見込や事業の運営形態において、業務に支障のない範囲で計画し、市の承認を得た上で行うことができるものとする。なお、自主事業は、指定管理者の自己資金で実施し、業務に係る収支と区分して経理すること。」と記載ありますが、弊社の学童で行っているダンスやオンライン学習などを糸満市の学童で実施しても宜しいでしょうか。その場合は、保護者様から料金を徴収するのではなく、委託料及び保育料の中から費用について捻出するという認識で宜しいでしょうか。	質問者の実施しているダンスやオンライン学習の詳細が不明ですが、本市における放課後児童健全育成事業は、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、生活習慣を確立し、児童の健全な育成を図ることを目的」としています。※設備・運営基準条例 したがって、特定の技術や知識を継続的に学ぶことを目的に行う、いわゆる「習い事」については、放課後児童健全育成事業に該当しないため、運営補助金への経費の計上及び放課後児童健全育成事業に係る利用料として徴収することは不可と考えますが、放課後児童健全育成事業の目的および糸満市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の第9条第2項の定めにある保育料の月額8,000円の範囲内であれば、事前に市と協議、承認の上、実施できるものと考えます。 後者の場合、保育料には補助がされることから、保護者から別に料金を徴収することはできないと考えます。 ※利用料(保育料+おやつ代等)においては、市内の指定管理のクラブ(真壁、こめす、れいんぼ一、潮平)を参考にされたい。
5	仕様書	7ページ ⑥放課後児童クラブ送迎支援事業	「⑥ 放課後児童クラブ送迎支援事業・送迎車両費(車両リース含む) 1,600,000 円 ※本事業は、他学校待機児童受け入れ等、協議において定めるものとする。※別紙①に過去三年間の利用状況を添付 注) 上記は、利用児童数、障害児の受入数、実績や予算措置額等により変動する。」と記載ありますが、現在送迎事業を行っているのでしょうか。もし事業を行っているのであれば、どれくらいの人数が利用し、どのくらいの乗車定員の車両を使用しているのでしょうか。	・現在の事業者は、送迎を行っており、送迎事業補助金を交付する予定です。※公表されている「児童受け入れ状況」に記載のある「こめすB」が送迎事業を行っております。 ・今年度の利用人数は20名で、車両は、ワンボックスカーが2台になります。

令和7年度 糸満市放課後児童クラブの指定管理公募に係る質問と回答について

質問及び回答

質問 番号	書類名	書類項	質問内容	回答
6	その他	職員数について (現運営法人 の職員体制 について)	現在運営している法人様では、こめす児童クラブと真壁児童クラブそれぞれに何人職員がいるのでしょうか。また、職員の職種(施設長、資格の有無、常勤・非常勤)など分かれば参考に教えていただけますでしょうか。	下記の番号は、各資格区分である。 ①放課後児童支援員、②2年以上児童福祉事業に従事、③資格なし ・こめす児童クラブA 計8人 常勤・・・2人(①が2人) 非常勤・・・6人(①が3人、②が1人、③が2人) ・こめす児童クラブB 計8人 常勤・・・2人(①が1人、③が1人) 非常勤・・・6人(①が4人、②が1人、③が1人) ・真壁児童クラブ 計8人 常勤・・・2人(①が2人) 非常勤・・・6人(①が3人、②が1人、③が2人) なお、各クラブの計8名は、全員が3クラブに重複で在籍しており、常勤の方は、他のクラブの非常勤として登録されています。
7	その他	利用料の徴収について	保護者からの利用料の徴収に関して、銀行や引落しのスケジュールなどについて指定はございますでしょうか。	利用料の徴収業務は、事業者(指定管理者)が実施することになり、市から特に指定はございませんが、利用者の利便性には配慮いただきますようお願いいたします。